

# 法教育推進協議会 第27回会議 議事録

第1 日 時 平成23年12月26日(月) 自 午後4時00分  
至 午後6時16分

第2 場 所 法務省第一会議室

## 議 事

笠井座長 それでは、まだお見えになっていない委員の方もおられますけれども、予定された時間になりましたので、第27回法教育推進協議会を開会させていただきます。

まず、事務局から議事と配布資料の御説明をお願いいたします。

丸山官房付 それでは、議事と配布資料について御説明いたします。

本日の議事でございますが、岐阜における法教育推進の取組につきまして、朝日大学の  
大野教授、それから岐阜県弁護士会の小森弁護士をお招きしておりますので、お二方からお話  
をお伺いいたします。その後、第2回の懸賞論文に関する審査を委員の皆様に行っていただ  
きます。

続いて配布資料の御説明です。お手元に資料目録の形でお配りしているものが二つござい  
ます。一つは、本日御発表いただきます小森弁護士から御提出いただいた資料でございます。  
もう一つは、法教育懸賞論文募集リーフレットでございます。これは二つ目の議事になりま  
す懸賞論文の審査に当たって御参照いただければと存じます。

正式な配布資料はここまででございますが、その後に「特集 法教育の現状と展望」と題  
するものをお配りしております。縮小コピーでA4で横判でお送りしているものです。こち  
らは近畿弁護士会連合会が発行されている近弁連、今、私の手元にあるこういう定期刊行物  
なのですが、この中で特集として法教育の現状と展望が組まれておりましたので、その部分  
をコピーをして皆さんにお配りをした次第です。京都では京都法教育推進プロジェクトもや  
っていただいております、そういった内容に関しても言及していただいておりますので、特  
に近畿弁護士会連合会の中の各単位会においてどういう取組がなされているかということ  
を網羅的に見る観点では非常にすぐれた資料であるように思われます。御参考にしていただ  
ければと思います。

そのほか、懸賞論文関係の資料もお配りしておりますが、こちらについては懸賞論文の議  
事に進みましましたところで御説明を申し上げます。

事務局からの説明は以上でございます。

笠井座長 それでは、最初の議事に入りたいと思います。

本日は岐阜県から大野正博朝日大学教授と、岐阜県弁護士会の小森正悟弁護士においで  
いただいております。前回の協議会で事務局から御報告がありましたけれども、岐阜県では、  
既に活発な取組がされており、また、来年度法教育プロジェクトの実施が予定されていると  
いうことでございますので、本日は大野先生と小森先生から岐阜県における法教育の取組に  
ついてお話をいただくこととなっております。最初に大野先生、続きまして小森先生の順で  
お話をいただきたいと思います。

では、まず大野先生、よろしく願いいたします。

大野教授 朝日大学の  
大野でございます。法学部・大学院法学研究科において刑事法を担当  
しております。本日は、このような機会を与えていただきまして、大変感謝しております。

ただいま、岐阜法教育研究会、あるいは朝日大学での法教育に対する取組がかなり活発で  
あって、画期的であるという御紹介をいただきましたけれども、その取り組みはごくごく当  
たり前のことでございますので、先生方にとりましては特に目新しいということではないか  
もしれませんが、報告させていただきます。

まず、岐阜で、あるいは朝日大学での取組ということでございますけれども、パワーポイントを使いまして、簡単に説明をさせていただきます。その後、学生の自主活動をDVDに簡単にまとめたものを御覧いただくという形をとらせていただこうと思います。

まず、岐阜県におきましては、2009年に「岐阜法教育研究会」が立ち上がっております。まずは、立ち上げのきっかけについて簡単に説明させていただきます。2005年に可児工業高等学校加納教諭（現 東京学芸大付属高等学校教諭）より、「裁判員制度」に関する出張講義の依頼がございました。加納教諭の狙いは、工業高等学校の生徒の多くは、卒業後、大学進学をせず、そのまま社会人となるため、在学中に「法」について少しでも考えてもらいたいというところにあったようであります。

当該出張講義を契機に、岐阜県においても、何とか法教育に関する研究会を立ち上げてほしいという依頼が参りました。加納先生は法学部出身の社会科の教諭であります。県下の多くの社会科教諭は法学部出身ではないことから、今後、法教育が新学習指導要領に盛り込まれる際、急速な対応が困難ではないかと考えられていたようであります。そのため、岐阜県で唯一の法学部を有する朝日大学を中心に研究会の立ち上げをとの要望で御座いました。

そこで、まずは法教育分野の第一人者である福井大学教育地域科学部の橋本准教授より「岐阜法教育研究会」立ち上げに関し、御教示いただきました。その後、岐阜大学教育学部の大杉教授に連絡させていただいたところ、岐阜県弁護士会も同様の企画があるとのことでしたので、朝日大学・岐阜大学・岐阜県弁護士会共同で「岐阜法教育研究会」を立ち上げることになりました。

立ち上げ後、最初に実施したのが、「法教育公開シンポジウム」でございます。こちらは、大杉岐阜大学教育学部教授、大倉文部科学省初等中等教育局教科調査官、武藤岐阜弁護士会法教育委員会委員長（当時）、酒向岐阜東高等学校校長、野村岐阜放送報道部長（当時）、及び朝日大学大友学長をシンポジストとしてお招きし、大野の進行で開催させていただきました。

当該シンポジウムにおきまして「法教育とは何ぞや」と、「法教育なんていう言葉は聞いたことがない」との声が多数あがり、「法教育」の導入については、あまり現場に浸透していないことを実感すると同時に早急に活動を開始しないといけないと改めて決意を新たにしました。

次に、2009年8月5日に岐阜県弁護士会主催「ジュニア・ロー・スクール」を実施することにいたしました。こちらに関しましては、主に県内の中学生に対し、学校を通じて案内をさせていただき、かつ、メディアにおきましても告知記事を掲載いただくことにより、非常にたくさんの中学生が参加していただきました。場所は、朝日大学6号館7階にあります模擬法廷講義室において模擬裁判を実施した後、同8階のゼミ室を利用し、各5名の評議体にわかれ議論をしていただきました。

2010年2月には、「第1回法教育教材コンクール」を実施しました。これは、小中高等学校の教諭、及び将来、教育職をめざす大学院生・学生を対象としたものであり、これまでに作成した法教材や指導法を広く募集し、これを評価することによって法教育を推進することを目的とするものであります。表彰式では、橋本福井大学教育地域科学部准教授に基調講演を行っていただいた後、各賞の受賞者にその活用法をプレゼンテーションしていただく方式を採用しております。

なお、2011年度からは、「法教育教材コンクール」と同時に「法教育に関する作文コンクール」も実施予定でございます。前者が教える側を対象としたものであるのに対し、後者はその教育を受けた児童・生徒を対象とするものであります。

続きまして、朝日大学法学部・大学院法学研究科と岐阜県弁護士会との取組について説明させていただきます。朝日大学法学部・大学院法学研究科と岐阜県弁護士会は2009年6月2日、岐阜県民のリーガルマインドの啓発や法教育の推進等を目的とし、協定を締結致しました。

主な取組でございますけれども、上述の「ジュニア・ロースクール」の実施だけでなく、朝日大学「公開講座」や岐阜県弁護士会「市民講座」を共同で開催しております。前者は、「大人のための法律講座」（2009年）、「裁判員制度」（2010年）、「災害と法」（2011年）を、また後者は、「死刑を考える日」（2009年）、「刑務所における受刑者の処遇と社会復帰の際の課題」（2011年）をテーマとして実施されました。

また、司法修習生に対する「刑事模擬裁判研修」に関しましても、2010年度から朝日大学法学部生が被告人役・証人役として協力させていただいております。

その他、朝日大学では、「朝日大“法”送局」というFM番組を放送しております。毎週木曜日23時から30分間、「シティエフエムぎふ(通称「FMわっち」)」にて、法律をテーマとし、法学部生が番組企画、Qシート作成、パーソナリティ、編集の全てを行って番組を作成しております。番組の1つのコーナーである「弁護士さんに聞いてみよう!」のコーナーでは、岐阜県弁護士会所属の弁護士にリスナーからの法律相談に答えてもらっています。30分間、法律をテーマとしたもので、学生がキューシートといいますが、当日の内容を全て作成し、かつ、学生が全部パーソナリティを務めるということで、番組自体もプロデューサーはプロがついておりますけれども、全て学生が作っているという番組でございます。こちらに関しましては、岐阜県弁護士会のほうから、毎週ゲストということで解説をさせていただき先生をお招きしております。

これらの取組は、岐阜県で唯一の法学部を有する朝日大学だからこそできることであり、岐阜県内に複数の法学部があったならば、困難なことかもしれません。

最後に、上述のような連携のベースには、法学部における刑事法ゼミと取組が存在します。基本的に、私は『星の王子様』に出てくるような研究者ではなく、学外に出て自身で感じ取りたいタイプの研究者でございます。そのため、私や学生にとって「研究室」とは、最低限の知識を得る場所だと考えています。何も知識がないまま実際に触れても、「良かった」、「楽しかった」で終わってしまいますので、まずは最低限の知識を身に付け、そして学外に飛び出し、様々なことを自分の目や耳で見聞きし、肌で感じてもらう。そして、研究室に戻って、理論と実務に差があるのか、あるならばそれはなぜかを考える。これが私の教育モットーでございます。前任の宮崎産業経営大学法学部で専任教員になって以降、同様の形で学生の指導に従事しています。

では、具体的に学外で何をするかということですが、主に行っておりますのが施設参観でございます。刑事法を学ぶ上では、「刑事手続のスタートからゴールまでを見る」ことが重要であると考えております。そのため、まず、愛知県警察本部へ伺います。愛知県警察本部で見せていただける範囲は限られていますので、学生も単に喜ぶ程度です。その後、名古屋地検に場所を移し、実際に保管してある証拠物等を見せていただきます。これにより、

学生たちは、世の中で本当に犯罪が起きていることを実感するようです。そして、さらに、名古屋地方裁判所・名古屋高等裁判所に移動いたしますが、初めて被告人を目の当たりにし、先ほどの証拠物等を見たことと合わさって、その感覚はさらに強くなるようであります。最後にオプションとして、名古屋市市政資料館を見せていただくことで、法廷の違い等を通じ、旧法と現行法の違いを考えてもらいます。

その上で日を改めまして、刑務所や少年院等の施設を参観します。いくつ行けるかはその年によって異なりますけれども、最低限、名古屋刑務所と笠松刑務所を参観することにより、男性刑務所と女性刑務所の違いを感じてもらいたいと考えています。

これらの施設を参観する中で、学生が一番影響を受けるのは刑務所です。刑務所は、「社会の鏡」とも言われますが、学生は本当に様々なことを感じるようです。

そして、もう一点、私が力を入れているのが「フィールドワーク」でございます。実際に学生と一緒に様々な活動を行います。これまでに、例えば大学所在地の盗犯マップを作りました。これは、岐阜県警察本部より、盗犯に関する資料を提供いただき、学生が当該資料をもとに大学所在地を調査することにより、提供されたデータと実状が一致するかを調べました。この調査により、データには表れていない現状が浮き彫りになりました。現状を把握することにより、座学の集中度が増すだけでなく、防犯意識も高まりました。

また、盗犯マップの作成中、学生は、地域に死角が非常に多い、落書きが多いということに気づき、自主的にパトロールを行いたいという声が自然に上がりました。

盗犯マップの作成もそうですが、私はゼミの初回に学生に対し、「刑事法分野で何を勉強したいか」を尋ね、テーマを設定します。これまでに、「薬物依存症者の回復プログラム」の調査や「岐阜県内の裁判所マップ」の作成等を行いました。

また、民法のゼミ、刑法のゼミ、刑事政策のゼミ、さらには心理学のゼミが合同になりまして、岐阜県から助成いただき、交通事故の分析を行いました。

これらが、現在、朝日大学法学部生による自主活動へと発展していきました。まず、1つ目が「劇団朝日」ですが、これは岐阜県弁護士会主催「第1回ジュニア・ロー・スクール」の実施後、学生より「私たちも裁判劇がやりたかった」と声があがりました。その声により、出張型模擬裁判劇団としての「劇団朝日」が生まれました。要望があれば、児童・生徒だけでなく、学生や社会人を対象としての公演も行います。

2つ目は、上述の「朝日大“法”送局」です。

そして、3つ目が防犯ボランティア団体「めぐる」です。上述のゼミ単位での安全安心パトロールの発展形として、ボランティア団体として学部単位で実施しており、現在は、警察庁による『若い世代の参加促進を図る防犯ボランティア支援事業』の指定団体として活動しています。

なお、これらの活動のうち、日本経済新聞社デジタル営業局主催（経済産業省・株式会社日経HR共催）の『社会人基礎力育成グランプリ』に「劇団朝日」と防犯ボランティア団体「めぐる」が応募しましたところ（各大学、2団体まで応募可）、2つの団体ともに「中部地区予選大会」において、いずれも奨励賞を受賞させていただきました。

最後に、出張講義について説明させていただきたいと思います。私が展開しています出張講義でございますが、まず、説例の検討（例えば、婚姻年齢の男女差など）を教諭主体で高等学校等で行っていただきます。その後、今度は私が出張講義として高等学校等に伺いま

す。そこで、「法学入門」や「裁判員制度」などの講義を行います。それを踏まえ、今度は、朝日大学模擬法廷講義室に朝日大学の費用負担で生徒や教諭をお招きし、「劇団朝日」の模擬裁判劇を鑑賞していただいた後に、大学生と一緒に評議を行います。このような流れで講義を展開していきますと、生徒自体も集団で議論をするということが如何なる意味を持つものかということがよく分かるようになるようですし、また、学生も実際に生徒の議論を活発化させるためにはどのような工夫をすべきかということを理解するようになりますので、その後の学部でのゼミが活発になります。

このような体験の後、さらに朝日大学の企画・費用負担で岐阜地方裁判所や岐阜地方検察庁の参観に行ってもらいます。

そして、最後にもう1回説例の検討（例えば、石川県の携帯電話に関する条例の是非など）を教諭主体で行っていただきます。

このように単発の出張講義ではなく、連続した形で大学教員と教諭が連携した講義を行いますと、生徒も1回目の設例の検討と2回目の設例の検討では議論の仕方に大きな違いが現れます。つまり、単なる自己主張から理論的な主張に変化をみせるのです。

このように様々な形で法教育に学生も主体となって関与することにより、生徒だけでなく学生も大いに成長することができます。

岐阜県における法教育でございますが、法曹三者と大学が密に連絡をとって、今後、社会を担う若者だけではなく、社会人をも対象として、リーガル・マインドを身に付けさせる仕組みを如何に作っていくかというのが来年度、再来年度の課題になるのではないかと私は考えております。

そのためには、法曹三者だけではなく、捜査機関であるとか、更生保護機関等、各種機関と幅広く連携をしていくことも必要なのではないかと考えております。ただし、その際、どの範囲で児童・生徒に実務と接していただくかは慎重に議論する必要があるかと思っております。

少なくとも、模擬裁判を体験してもらっただけでも、「犯罪等社会の事象は全て他人事ではない」という言葉が生徒から出るようになります。単発の出張講義においても、芥川龍之介の『桃太郎』を素材に、桃太郎の視点だけでなく、鬼の視点になってとらえることも可能であるということを強調しておりますが、多角的に物事を考える能力を養うためには、やはり実務に接し、自身で考えることの重要性に気付かせることが必要であるように思います。

非常に長くなりましたけれども、拙い報告ではございましたが、お聞きいただきまして、ありがとうございました。いろいろな御示唆をいただければと思っております。

笠井座長 どうもありがとうございました。

それでは、今の太田先生の御報告に関しまして、皆様から御質問をいただければと思いません。

太田教授 もしお時間を許していただけるようであれば、学生の取組を簡単にDVDにまとめられているものがございますので、そちらを見ていただければと思っておりますが、いかがでしょうか。

笠井座長 それでは、先にそれを。

(DVD視聴)

笠井座長 ありがとうございます。

それでは、委員の皆様から御質問等をお願いできればと思っておりますけれども。

どなたからでも。

江口委員 教育委員会はどういう形で県はかかわって、県とか市とかのほう、ほとんど朝日大がやるとおりに、どうぞということになるのか、ちょっと聞きたくて。

大野教授 なかなか教育委員会自体が「法教育と言われても」というのが岐阜の状況でございますので、これからより実績を積んで、更に交渉していくということが課題ということになっております。

江口委員 東京都の主導と逆になる。

大野教授 そうですね。

笠井座長 それでは、ほかにございましたら。

村松委員 幾つかの学校で模擬裁判をやられているようなのですが、こちらから何かPRしていくのか、それとも学校のほうから応募があるのか、その辺の広報はどういう形でやっているのでしょうか。

大野教授 両者でございます。まず、もともとは各大学でやっている出張講義という形での、出張講義一覧を朝日大学でも作っておりますので、県下の高校に配布しておりますけれども、その中の一つとして「出張模擬裁判」を入れておりますので、そちらを見ての依頼と、教諭間の口こみで広まっているようです。例えば前任校で間接的に体験された教諭が他校に移動した際に、移動先で実践したいという要望が出たりですとか、あるいは、ジュニア・ロー・スクールに参加された教諭から、勤務校でも行ってみたいなど、様々なアプローチがあるという状況でございます。

笠井座長 それでは、ほかにございましたら。

相原委員 ジュニア・ロー・スクールの取組以外に、例えば小学生とか、こういう下学年の子どもたちに対する何か取組の構想とか、そういうものでも構わないのですが、もしあればどのようにして底上げを図っていこうとしているのか教えていただければ。

大野教授 児童に対しましては、防犯ボランティア「めぐる」は、「防犯教室」等、様々な関与がありますが、「劇団朝日」に関しましては、ほとんどないのが現状でございます。しかし、今後は「劇団朝日」に関しても児童を対象で行ってみたいという意見も学生から出ており、窃盗等を例題としてできないかということを検討しています。というのも、これまで扱ってきたものは、主に高校生、社会人を対象としておりましたので、被害者が亡くなるというケースを素材として扱っております。これは、命の重さを知ってもらいたいという学生の発想であり、願いだからです。しかし、中学生以下の場合ですと、もう少し身近で起きるようなものを素材にできないかということで、先ほど述べました窃盗なり、あるいは暴行あたりを考えているところであります。おそらく、学生はいじめ等をイメージしているようですが、場合によっては犯罪になってしまうことを伝えたいようで、現在、案を練っているというところでございます。

笠井座長 ほかに何かございましたら。

北岡委員 工業高校も対象にしておられるということなんですけれども、やはりすぐ社会人になられるところと、それから、一般の普通の高校と、やはり両方をやられてみて、実感として何かやはりこういう受け止め方が違うなと思われるところというのはございますか。

大野教授 まず、普通科ですと、大学進学により、法律を学ぶ機会もございますが、工業高等学校の場合、多くの生徒は就職が差し迫っているのです、このような法教育の体験により、「や

はり法律について知らなければいけない」と感じるようです。事後にアンケートをとりますと、今回をきっかけに消費者問題についても知りたいとか、契約ということを少し勉強したいというような意見が出ますので、実践しております出張講義が生徒に対し、法律に興味を持っていただくきっかけになっているようです。また、今まで就職だけを考えていた生徒のが、法教育に触れたことにより、大学に進学し、幅広い知識を付けてみたいということを考えるようになることがうかがえます。

定時制の高等学校でも出張講義を行って見たのですが、多くの生徒は昼間は働いていますので、これまで意識していなかった労働環境等につき、しっかりと法律って知らなければいけないなということを感じたという意見が多数出ます。

そのような意味で、高等学校によって、様々な違いがあるように思います。

村松委員 恐らく全国の中で、弁護士会と提携をしている大学というのは朝日大学さんだけなのだろうと思うんですけども、大学が弁護士会と提携をする、あるいはこういう法律関係者と提携するというメリットというのはどこにあるのでしょうか。

大野教授 これまでは公開講座であるとか、ジュニア・ロースクール等の実施、あるいは朝日大学で行っております「市民相談室」に持ち込まれた法的トラブルに関する具体的救済を岐阜県弁護士会所属の弁護士に繋ぐなどの連携がメインでありましたが、今後は、例えばインターン・シップ先として学生を受け入れていただく、あるいは大学の講義にゲストスピーカーとして参画いただき、実務的な話をさせていただくというようなことが、今まで以上に発展的に行えるのではないかと思います。その他、大学と岐阜県弁護士会が協力して法律相談を実施したり、その際に可能な範囲で学生を参加させることも可能かもしれません。

樋口委員：先ほど可児工業高等学校さんの話が出ましたけれども、それを行われた授業というのは、やはり社会科、公民科ということになりますでしょうか。

大野教授 「総合的な学習」の枠だったようでございます。そのため、当日は収容の関係から家庭科室で行ったと記憶しています。しかし、それ以外の高校ですと、やはり社会科の授業が多いと思われれます。

樋口委員 と申しますのは、先ほど消費者教育という言葉が出ましたので、岐阜県さんは消費者教育を結構盛んに研究を今されているかなと思いますので、例えば家庭科の先生等、そういう連携を付けていくと、また広がりもあるのかなと思ったところです。

大野教授 そうですね。そういう御依頼は確かにございます。その他、まだ実現はしていないのですが、依頼があるのは、国語教諭との連携でございます。判決文はよく「悪文」と揶揄されますが、判決文を国語教育から見た場合、文法的にどうなのかと、あるいは生徒が分かるような形に判決文を置き換えるためにはどうしたらいいかということが、県内の私立中学校の先生ですけれども、興味を持たれているようでありますので、検討している最中でございます。

笠井座長 ほかにいかがでしょうか。

高橋委員 かなり大学生の質が高いというか、皆さん前向きな取組という感じがするんですが、大学の先生たちもかなり密に学生たちとコミュニケーションを図って、それがゆえにこういう形になっているのかなと思うんですが、その辺はどうですか。

大野教授 学生指導に対し、かなりの時間を割いているのは事実でございます。最近の学生の口からまず最初に出るのが「面倒くさい」と、「やりたくない」と、「行ったことの利益は



何か」であります。そこを如何に解きほぐしていくかということでございますけれども、やはり信頼関係を築く以外になく、これは相当時間がかかります。その上で、指導する際には「どうせやらなければいけないんだったら、はい、喜んでと言いましょ」を合言葉としています。嫌々やってもやらなければならないのであれば、「はい、喜んで」と感謝の気持ちで実践した方がお互いに気分が良いので。その他、具体的な目標を設定し、実現することの喜びを感じてもらうことも常に意識しています。例えば、今年度、参加した『社会人基礎力育成グランプリ』参加を目標として掲げることにより、一生懸命やらなければという気持ちを高め、また、全力で取り組みれば評価されるということを感じてもらうことも1つの例です。その際、メディアや行政を巻き込んで、事あるごとに、大人に褒めてもらうという機会を作ることが重要かと思います。

笠井座長 ほかにいかがでしょうか。

丸山官房付 すみません、事務局からで申し訳ないんですけども、先ほど樋口委員のほうから、岐阜県はすごく消費者教育が盛んだというお話も聞きまして、民事法のスタートからゴールまでとか、そういう刑事法についてされているみたいですが、そういう計画とかはおありにならないのでしょうか。

大野教授 消費者教育は、表面的なものを実践することは可能ですが、充実したものを行うことは相当の技量が必要になります。そのため、検討中ではありますが、現時点では教員免許状更新講習等で関与するに留めているのが実状であります。

丸山官房付 ありがとうございます。

笠井座長 ではよろしいでしょうか。

それでは、大野先生への御質問は以上ということにさせていただきます。どうも、大野先生、ありがとうございました。

それでは、引き続きまして、小森先生からお話をお願いしたいと思います。よろしく願いいたします。

小森弁護士 初めまして、弁護士の小森と申します。今日は岐阜から参加させていただきまして、誠にありがとうございます。

自己紹介も兼ねまして、私の携わる弁護士業務の状況からお話しを始めさせていただきます。私は、岐阜県弁護士会に所属しております、ごく平均的な弁護士だと思っております。岐阜県弁護士会は、今でこそ160人程度という規模になりましたけれども、私が入会したころにはまだ100人足らずでした。岐阜市は人口が40万人程度の都市なので、いわゆる地方単位会と呼ばれる典型的な会です。横に座っております村松先生みたいな都会の弁護士ではなくて、地方の弁護士です。ふだん取り扱っている業務もいわゆる一般民事といわれる、金を貸したとか、離婚したいとか、そういう一般民事の法律問題を中心に取り扱っています。ですから、今日御報告申し上げるに当たっては、協議員の皆さんに対して、「法教育とは」というような抽象的・理念的なお話というのはとてもできませんので、あくまでも地方単位会の平均的な弁護士がどんなふうに法教育に取り組んでいるか、そして、今日はメインのテーマである朝日大学と連携させていただいていることにどのようなメリットを感じているかというのを感想のような形で報告させていただいて、皆さんの今後の議論の参考にしていただければと思います。

先ほどの大野先生からの報告で、岐阜の武藤玲央奈弁護士という名前が出まして、村松先

生と同じく日弁連の法教育委員会の委員は武藤玲央奈先生であり、この方が前の岐阜県弁護士会の法教育委員長でいらっしやって、僕がその後の委員長ということになります。また、本日配布された資料に、近弁連の取組が紹介されており、若手が活躍しているというような記事も多いんですけども、岐阜も正にそのとおりでして、私が修習期で言いますと56期ですので、まだ弁護士としては9年目程度の経験で委員長を務めているというような状況です。

あと私からの配布資料につき、何か資料がありますかと事前に聞かれまして、全く準備がないのもいかがかと思いつつも、ただ、なかなかパワーポイントを用いたような資料を準備するのも難しかったので、今回、全くお恥ずかしい資料なんですけれども、岐阜県弁護士会の会報をお付けさせていただきました。これは何かといいますと、今回近弁連の会報が資料となっておりますけれども、私が配布した会報は、岐阜県弁護士会内で会員が記事を投稿し、会員あてに発行されているものです。だから、原則として岐阜県弁護士会の会員が読むというものです。岐阜の地裁とか地検には一部ずつぐらいは回っておるんですけども、ここに掲載されている内容をぜひ御理解くださいとか、そういう趣旨でお配りしたものではありません。会員の旅行記とか、そういう記事も載るような会報ですので、くだけた文章も多くて、本当に正にお目汚しになってしまうんですけども、ただ、このような現場で書いている文章のほうが、私たちがどのような活動をしているのかということがかえって分かりやすいのかとも思いつつも、今回の協議会のために修文するとかいうこともなく、発行された会報そのものを、ここ3年ぐらいの法教育関連の記事で、かつ、私が書いているものを抜粋した形で配布資料とさせていただきます。今日の私からの報告はこの資料に沿ってということではありませんので、もしお時間がよろしければ、暇つぶしにでも読んでいただければ幸いです。

もう少しだけ、一般民事に携わる弁護士として、会務としての法教育にどのような意義を感じているかという前提について、私の思うところを説明させていただきたいと思つています。この協議会も村松先生が弁護士委員でいらっしやいますし、事務局にも検察官の方がみえますので、「弁護士の業務とは」ということを改めて説明するまでもないかもしれませんが、弁護士にとって法教育というのは正に「会務」でして、それと別に、あえて言葉を分けると、弁護士は「業務」に携わっているという言い方ができます。業務というのは、先ほど少し挙げた一般民事法務や企業法務というような仕事です。会務をあえて定義付けると、「基本的人権の擁護と社会正義の実現のための社会奉仕活動」という感覚で僕はとらえています。他方で業務というのは、僕らも民間の個人事業主ですので、やはり食べていかなければいけないといった意味でも、仕事をして、そこから報酬をいただいて、生計を立てています。しかし、会務というのはそこから生計を得るとか、そういうものではなくて、正に社会のためにといい、いわゆるプロボノ活動といえますか、そういう仕事と位置付けております。そして、法教育は正にその一つであります。先ほど、岐阜県では消費者関係の教育も盛んですねというご質問も出ましたけれども、これは法教育委員会ではなくて、消費者問題救済センターという委員会があって、そちらの主管であり、法教育委員会がそれほど強くかかわっているわけではありません。弁護士会の会務も縦割りのようなところがあって、そのような区分になっております。ただ、法教育委員会というのはそれまで扱っていなかった種類の会務を扱うということで、平成19年に新たに設立された岐阜県弁護士会では最も新しい委員会になり

ます。ですので、やはり若手会員が中心となっておるといふ点と、やはり新しい会務だということもあって、逆にベテランの先生方にとってはまだまだなじみのない分野ということも言えて、ベテランの先生もどのように巻き込んでいくかといったようなあたりも課題になっていると言えます。

以上のような私の携わる会務活動についての総論的なお話を前提に、メインの報告事項である、朝日大学との連携の意義ということで私が感じているところをお話申し上げたいと思います。先ほど、大野先生からの報告の間、近弁連の資料も目を通して見たんですけども、ほかの単位会が課題と考えることが、朝日大学とうちが連携してやらせていただいていることによって、相当程度クリアできる可能性を秘めていると感じておりました。やはり法教育と、「教育」という名が付く以上は、私としては、「あまねく」ということが重要だと思っております。いつでも、どこでも、だれでもということですけども、教育であれば、進学校ではなくても、偏差値が高いところではなくても、商業学校でも、先ほどの定時制の高校でも、どこでも受けられるのが教育だろうと。だから、弁護士が出向いて授業をすることが、どこかの放送局の「ようこそ先輩」みたいな、特別受けられる課外授業の類であってはならないだろうと思っております。そうすると、弁護士会の取組だけでそのような普遍性を持った教育というのが実現できるかどうかについてはなかなか難しい面があり、この近弁連の資料にも課題が書いてありまして、岐阜県弁護士会の場合はそれを朝日大学との連携で解決なり、緩和できているかなと思っております。

さて、朝日大学との連携の具体的な意義について五つぐらいの視点で申し上げようと思えます。一点目としては、アドバルーン的な事業を実施しやすいという点がございませぬ。アドバルーン事業という言葉は僕が勝手に使っている言葉です。先ほど申し上げたような現状のとおり、まだまだ岐阜県弁護士会も、ほかの弁護士会も法教育を会務として担う弁護士が十分というわけではありませぬ。たとえば、私も法教育のみに携わっているわけではなく、東日本大震災関連の災害対応に関する会務や、民事介入暴力被害者救済センターにも力を入れておりますが、私に限らず、ほかの先生方もいろいろと会務や普通の業務で忙しいですので、まずは法教育の取組を、弁護士会内に普及させなければいけないと思っております。協力する弁護士あって法教育が充実していくと考えますので、弁護士に対し会務として法教育を普及、周知させるためには、やはりアドバルーン的なイベントが必要であろうと思えます。そのような意味で、先ほど出てきました法教育研究会設立後に開催された法教育シンポジウムですとか、毎年夏に実施させていただいているジュニア・ロー・スクールというのは非常に効果的だろうと思えます。

先ほど申し上げた法教育における必要な観点、つまり、「あまねく」という点からすると、必ずしも僕はジュニア・ロー・スクールを実施しているから岐阜県弁護士会は法教育が進んでいると感じておりませぬ。もちろん、ジュニア・ロー・スクールに当日参加していただいた、生徒さんとか保護者の方には何かを伝えたいというのはあるのですが、これは1年に1回、数十人の生徒にしか実施できないわけですから、そう考えると、ジュニア・ロー・スクールを実施しているから法教育が普及しているとは評価できないだろうと思えます。あくまでもこれはきっかけとしてのイベントとして位置付け、ここから次への取り組みにつなげていくことが重要な視点だと思えます。この点、朝日大学と実施させていただいているジュニア・ロー・スクールでは、他の単位会の詳細はわかりませぬが、他会と比較して、朝日大学

の学生さんに配役を担当していただいているというのはなかなか見られないと思いますし、あるいは岐阜県内の特に社会科教員の方に参加を呼びかけてもおります。普通は生徒さんだけが参加するというのがこの種のイベントだと多いと思うのですが、教員の方にも公式に参加を呼びかけて、参加していただいて、午前中は生徒に授業をして、午後は参加教員との間の懇談会を実施しています。恐らくこのようにいろいろな立場の方と交流しながらジュニア・ロー・スクールを実施しているところは他ではなかなか見当たらないのではないかと思います。このようなアイデアも、先ほどの法教育研究会とか、朝日大学からいただいたものですが、そのようなアドバルーン事業としてのジュニア・ロー・スクールを実施し、さらに充実させるという観点からは、朝日大学との連携が非常に重要でした。と申しますのが、先ほど岐阜県弁護士会には平成19年に法教育委員会が設立されたと申しましたけれども、平成20年のときに実はジュニア・ロー・スクールを実施しようとして、そのころはまだ、平成21年に締結した学术交流協定という朝日大学との協定の締結前だったんです。僕は委員会設立2年目ということで、何か行事を開催しなければいけない、というところで焦っていて、結局、ジュニア・ロー・スクールを弁護士会だけで実行しかけたんですけれども、失敗しました。失敗したというのは、当時の岐阜県弁護士会の執行部からちょっとまだ時期尚早ではないかと、やはり市民ないし生徒さんを招いて実施するからには、しっかりとした準備が必要だということを進言された経験がございます。その経緯を振り返りますと、平成21年に学术交流協定ができて、先ほど報告があったような、大々的な、あるいはイベントの質としても高いものが現在提供できているというのは正に朝日大学との連携の効果であろうと考えています。

大学との連携の意義についての二点目の観点ですけれども、大学のハブ機能といいますか、アクセスポイントとしての機能があると感じております。先ほど本日の資料の近弁連の記事を読んでいて、やはり法教育を実践していく上での、弁護士会が感じている共通の課題の一つであろうと思いますが、授業を実施する個々の教員の方と弁護士会をつなぐことが非常に難しいという点がございます。どうやっていわゆる「コネ」を持つかという点につき、中部6県の単位会では愛知県と福井の法教育の取り組みが進んでおり、岐阜県も委員会ができたころ、愛知は愛知、福井は福井で、現地の教員の方と弁護士との個人的なつながりというのがあり、正にそこからスタートして、取組が広がっていったという報告を聞いておりました。しかし、そうはいつでも自分には先生に知り合いがいるわけでもありませんでしたし、特に社会科だったり、あるいは法教育に熱心な先生を探そうとしても、情報も伝手もなくなかなか探せるものではないといったところがございます。思うに、逆に、教員の方からしても、自分は法教育に関心があるという先生が見えたとしても、実は岐阜県弁護士会は法教育に頑張っているんですよということは把握されていないと思います。弁護士会のホームページには法教育の案内を載せてはいるんですけれども、そもそも弁護士会にホームページがあること自体まだ数年前は分からなかったころもあったそうですし、仮に弁護士会の取組を知っていたとしても、いきなり弁護士会や弁護士に電話をかけるということは多分抵抗があるだろうと僕でも思うところです。

そこで今回、例えば先ほど申し上げたようなジュニア・ロー・スクールに来てくださいますとか、法教育教材コンクールに応募しませんかという形で教諭の方を巻き込んでいくことを朝日大学と実施しているわけですが、弁護士会に直接アクセスするよりは、何かワンクッ

ションといいますか、これを先ほどアクセスポイントと申し上げたんですけれども、その機能がすごく効果的で教員の方がアクセスしやすくなっているのかなと感じております。具体的には先ほど少し紹介もありましたとおり、法教育教材コンクールでは岐阜県弁護士会賞というのを出しているんですけれども、その会長賞を受けられた作品を次の年のジュニア・ロー・スクールの教材にしたということもございますし、あるいは、ジュニア・ロー・スクールでの教員の方との懇談会の席で、今度学校の研究授業に来てくださいといったような話があったりしました。このように、実際に弁護士会と教員とのつながりが生まれているところがありますので、そのためのアクセスポイントとしての機能が非常に大きいのかなと思っております。

三点目の連携の意義としましては、やはりストラテジーといいますか、法教育を普及させていくための戦略が朝日大学にはあるということが言えます。怒られるかもしれませんが、逆に言うと、弁護士会はその部分が弱いといいますか、必ずしも弁護士会からの政策提言が実現していかないというのはそういう面もあるのかなと思います。先ほど申し上げたように、業務がメインで、会務は脇でという気持ちで取り組んでいるわけでは決してないんですけれども、特に地方単位会はそうだと思いますが、どうしても会務としてイベントを実行するにしても、単発なものになったりとか、前年も実施したから続けなければならないとか、人が集まるのかとか、イベントを開催すること自体で精一杯というところがございます。ですから、このイベントは全体の狙いにおいてどのように位置づけられるイベントで、その次にこういうふうにつなげていくんだよといったような戦略について、朝日大学とか、岐阜法教育研究会のほうから示唆をいただいて、そこに弁護士会を巻き込んでいただいていると感じております。また、戦略という意味では、広報とかマスコミ対応というのが重要ですが、やはり弁護士会は弱い部分だと思います。弁護士はといいますか、私個人は、ということでお聞きいただきたいんですけれども、業務において事件に携わっていると、結構マスコミとは喧嘩することも多いんです。記者から「情報をくれ」と言われて、「話せない」というような感じのやりとりが多いなかで、いざ「法教育を是非告知してください」と言っても難しいところがあります。その点、やはり朝日大学は本当に広報とかマスコミ対応に長けておられます。私が他の単位会に対し朝日大学に広報の大部分を担っていただいているという報告をすると、とてもうらやましがられるという感じです。例えばジュニア・ロー・スクールの参加者の確保一つとっても、すぐ岐阜の複数の新聞紙にぱっと掲載されますし、充実した広報手段を持ってみえるところはさすがだなと思っています。逆に僕ら弁護士会サイドとしては、参加者の確保や広報に時間や人員を割かなくてもいいので、イベントの内容に集中していけるというメリットがございます。

時間も押してますが、四点目はちょっと細かい、現実的な運営の話ですが、やはり予算や設備の点が挙げられます。岐阜県弁護士会に限らず、恐らく弁護士会はどこも十分な予算がなく会務活動をしています。ですから、弁護士会だけでジュニア・ロー・スクールを実施しようとする、どこで開催するのか、会議室は借りられるか、評議もどこで実施するのかという予算や設備が十分ではないという話が出てきてしまいます。今は朝日大学と連携をさせていただいているので、ジュニア・ロー・スクールにおいても法廷教室が使えて、更には評議もゼミ室を使わせていただいたり、さらには参加生徒の送迎も心配しなくてもいい状況です。2011年には朝日大学が法廷教室を改装されて、裁判員裁判対応の仕様にしていた

りだとか、本当に予算や運営上の便宜が充実している結果、イベントの質も高くでき、こういった面での意義というのはやはり現実的に大きいと思っております。

最後五点目の視点としましては、これは連携の意義というか、岐阜県弁護士会と朝日大学が連携することができた理由を述べさせていただきます。先ほど、大野先生からも報告、言及があったんですけども、なぜ岐阜県弁護士会がこのように朝日大学と提携できているのかという理由の一つは、やはり人材とタイミングが合致したという点です。今、大杉先生が岐阜にいらっしゃって、こうやって法教育に力を入れていらっしゃる朝日大学の先生方もいて、岐阜県弁護士会も法教育委員会を設立して力を入れていこうと盛り上がってきたというタイミングが合致しました。また、別の側面では、岐阜県には朝日大学にしか法学部がないという点が連携のエクスキューズになっているところもございます。仮に法学部が県内に複数あって、「では、うちも」と複数から連携を申し込まれた場合には、弁護士会としても、一つのところだけに協力していくのは難しい面もあり、「では、どちらとも協力できません」という後ろ向きなことにもなりかねないところがあります。これらは岐阜の特殊事情だとは思いますが、そういった正に運命的なものを感じながら、朝日大学と法教育を進めさせていただいているという点を強調しつつ、ちょっと長くなりましたけれども、報告にかえさせていただきます。ありがとうございました。

笠井座長 どうもありがとうございました。

それでは、今の小森先生の御報告につきまして、皆様から御質問等をいただければと思います。

江口委員 小森先生に個別に聞くのではなくて、確かに地域のコミュニティー・ベースでそういうようなロー・オリエンテッド・エデュケーションがあるならば、ユニバーシティ・ベースでの典型的な事例として、先生のところがあるし、幾つかの大学で大学が拠点になっているんだけど、教育関係者が拠点になっていたり、法学者が拠点になっていたり、法学部自体がとか、同じ法学部でも弘前大学みたいに刑事司法の何人かが拠点になっていたりとか、そういうパターンの中で、理想的に進んでいるほうの一つで、大杉先生みたいな教育の人間が入ってきて、地域司法を若干担いながら、地域の安全活動を担うという、非常に幅広のカリキュラムができて、一つのモデルだと思っているので、それをもう少し全国に広げるためには、僕としては、例えば加納君みたいに東京学芸大学に移ったけれども、やはり拠点はその地域から出てきたわけだから、ああいう人材を生かすとか、ぜひ使っていただいて、そうしたら東京学芸大学でも、この前、つい最近も法教育の授業をやって僕も見にいたりしていたんですね。だから、きちんと岐阜に情報を流せばいいと言うんだけど、それは彼も遠慮しているんだけど、お互いそういう形でコネクションをつないでいくと、近いですから、田舎に帰りますから、彼もまた年末に、だからそういう形でどんどんつなげていって、ひょっとしたら、東京地区の大学も、では手を挙げましょうかという形でコネクションを結べばいいのではないかなと、そんなイメージで今思いました。

笠井座長 ありがとうございました。今のはコメントかと思えますけれども、よろしいでしょうか。

小森弁護士 加納先生が帰ってきてくれたらうれしいなと、思っております。やはり郷土愛というものがございますよね。

江口委員 今度言うておきます。

笠井座長 ほかには御質問等をいただければと思いますけれども。

小野寺委員 あまねくという表現もされて、正にそのとおりだろうなと思ってお聞きしていたんですけれども、そういう目を見たときに、ちょっと教えていただきたいなと思ったのは、県の中で、県が広い、狭い、いろいろありますけれども、いずれにしても、県庁所在地だけではなくて、いろいろなところがありますし、先ほど御指摘があったみたいに、広くいろいろな学校でも広めていく必要があるのではないかと、普遍的である必要があるのではないかと、という御指摘があって、そういう目を見たときに、今の活動を県内全域でやっていく、あるいはそれを集約してやっていく、いろいろな考え方があると思うんですけれども、その辺について、今、どういうふうなお考えがあるのか、あるいはどの辺が隘路になっているのか、課題としてはどういうことが考えられるのかというようなことは、もしあれば教えていただけますか。

小森弁護士 やはり御指摘のとおり、岐阜県の場合は、特に法曹が関与した形でというのは、岐阜市を中心に、瑞穂市、大垣市など、都市部を中心に限られているのかなという現状はあると思います。ジュニア・ロー・スクールの参加生徒募集の範囲も実は都市部に限っているところがあります。ただ、以前に中学校での研究授業に協力をさせていただいたときには、社会科研究会の先生方の中で、東農地域など県内の遠方から見える方でも、「模擬裁判授業をやったんですよ」といった報告をいただきました。私はそれを聞いて、県内のいろいろな地域で実践されている先生がいるのであれば、つながりを持ってやっていきたいなとも思っております。あとは別の観点として、やはり弁護士会のほうのマンパワーや予算的な部分の課題というのもあるのかなと思っております。例えばお隣の愛知県では、模擬裁判授業を普及させるために、私が配布した会報でも紹介していますけれども、DVD製作会社に模擬裁判の映像をつくってもらって、シナリオも含めて一つのパッケージにして、2時間程度の授業ができますよというDVDを、無償で愛知県内のすべての中学校にDMで送ったということをお聞きしています。岐阜県弁護士会の規模では多分そこまではできないなという実情もありますし、冒頭に申し上げたように、なかなか法教育だけにかかわっておるというわけにもいかないという時間的なものもあります。ですから、弁護士会だけで法教育を実践するのではなくて、こうやって朝日大学と連携させていただいていますので、少しでも地域的な範囲を広げていく可能性を今は模索しているところなのかなと思っております。ですから、全県的に法教育に取り組んでいくことは、正に今後の課題であり、更に地域のほうに出て行って、実施していきたいと決意しているところです。

笠井座長 大野先生、何か今の点について。

大野教授 大学としましては、岐阜県だけではなく、既に三重県からのリクエストにも対応しております。また、現在、朝日大学は沖縄県の生徒の受け入れに力を入れておりますので、今後は沖縄県での実施もあり得るかもしれません。岐阜県全域に対するサービスは当然ですが、要望があればその他の地域に対しても貢献するのが朝日大学宮田理事長・大友学長のスタンスです。

笠井座長 ありがとうございます。

それでは、ほかには何かございましたら。

よろしいでしょうか。それでは、今、大野先生、小森先生から大変示唆的なお話をいただきまして、私も大学の教員として、京都でもプロジェクトをやっておりますけれども、今回、

岐阜での弁護士会との連携や学長さんの熱心な取組等、いろいろと勉強させていただきました。どうもありがとうございました。ちなみに岐阜県の法教育推進プロジェクトでは、岐阜県教育委員会や岐阜市教育委員会も主体的に参加されると伺っておりますので、こうした機関との連携についても大変期待ができるのではないかと思います。更によろしく願いいたします。

それでは、両先生、どうもありがとうございました。ここで両先生、御退出になられます。

(大野教授，小森弁護士 退室)

笠井座長 では、次の議題である法教育懸賞論文コンクールの受賞作品の決定について、今から議論をしたいと思います。

この点に関して、議事の公開等の関係について、事務局から御説明いただけるということですので、よろしく願いいたします。

布施部付 それでは、私のほうから御説明させていただきます。

お手元に配布しております法教育推進協議会の公開について、法教育推進協議会（第1回）配布資料と書いてあるものを御覧いただければと思います。

法教育推進協議会では、第1回の会合において、報道機関及び座長が許可した関係者に議事の傍聴を認め、議事録及び議事要旨を公開すること、資料については提出者からの申出がある場合を除き、公開することを原則としつつ、公開により議事運営に支障が生じる恐れがあると考えられる場合、その他座長が必要と認める場合には議事録、議事要旨及び配布資料の全部又は一部を非公開とすることができるということを承認いただいております。

そこで今回の議事についてでございますが、懸賞論文の審査等ということでございますので、その性質上、公開に適さないものと考えられますので傍聴を認めることとしつつも、議事録は公開せず、議事要旨の公開にとどめることでいかがかと考えております。

笠井座長 以上の説明を踏まえまして、今回の法教育懸賞論文の受賞作品の決定につきましては、議事録は非公開とし、議事概要のみ公開するということにしたいと思っておりますけれども、よろしいでしょうか。

したがいまして、傍聴の方々に一言お願い申し上げます。お聞きのとおり、懸賞論文の受賞作品の決定につきましては、議事概要のみの公表といたしますので、追って法務省のホームページに公表されます議事要旨に記載される限度以上のことは公表しないようお願いいたします。

また、審査結果が発表になるまでの間は、その結果について外部の方にお話しただかないうちをお願いいたします。

\* 受賞作品の決定については、議事概要を参照。

笠井座長 よろしいでしょうか。それでは、今後の進め方について、またメールで御連絡して御意見を伺うということにしたいと思います。

では、本日議事はこれで全てということになります。

丸山官房付 次回の協議会の際に表彰式を行うということにしたいと思います。よろしゅうございますでしょうか。

(一同了)



ありがとうございます。

笠井座長 それでは、これで終わらせていただきます。どうもありがとうございました。

—了—